



7月4日(日)午前7時～午後8時



東京都議会議員選挙



【担当課】 選挙管理委員会事務局

☎03 - 5654 - 8493～6

投票・開票状況は区ホームページからご覧になれます。

候補者を選ぶために

▶選挙公報をご覧ください

候補者の氏名、所属政党、政見、経歴などが掲載されています。7月2日(金)までに全世帯へ配布します。また、地区センター、図書館、区内各駅の広報スタンドにも順次備えます。音声版をご希望の方は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

▶公営ポスター掲示場

区内438カ所に設置しています。掲示板が壊れていたり、ポスターが破れていたりした場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。



開票を参観できます

【参観できる方】 葛飾区の選挙人名簿に登録されている方
 なお、会場の都合により人数制限をすることがあります。

【日時】 7月4日(日)午後8時45分から

【会場】 奥戸総合スポーツセンター体育館(奥戸7-17-1)

奥戸総合スポーツセンター体育館の利用を制限します

選挙事務で使用するため、利用を制限します。

【日程】 7月4日(日)

【問い合わせ】 奥戸総合スポーツセンター ☎03 - 3691 - 7111

審議会などの傍聴のお知らせ

●特別支援教育推進委員会

特別支援教育の取り組みを検討し、今後の方針を協議します。

【日時】 6月28日(月)午前10時～正午

【定員】 10人

【申込方法】 6月15日(火)午前9時から電話で(先着順)。

【会場・申し込み・担当課】

総合教育センター(鎌倉2-12-1) ☎03-5668-7601

●地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会

地域包括支援センター(高齢者総合相談センター)の事業実績などの協議や、地域密着型サービスの整備状況などを報告します。

【日時】 7月2日(金)午前10時から

【会場】 かつしかエコライフプラザ(立石1-9-1)

【定員】 10人

【申込方法】 6月21日(月)午前9時から電話で(先着順)。

【申し込み・担当課】 高齢者支援課 ☎03-5654-8256

●男女平等推進審議会

第6次男女平等推進計画策定に向けて計画の内容について審議します。

【日時】 7月2日(金)午後2～4時

【会場】 ウィメンズパル(立石5-27-1)

【定員】 20人

【申込方法】 6月17日(木)午前9時から電話で(先着順)。

【申し込み・担当課】 人権推進課 ☎03-5698-2211

葛飾元気野菜を買いに行こう!



区内の農家の方々が栽培した採れたての新鮮野菜を販売しています。【担当課】 産業経済課 ☎03-3838-5554

葛飾元気野菜取扱店一覧

店舗名・住所	取扱日・営業時間	電話番号
葛飾元気野菜直売所 (柴又4-28-2)	月～水、金・土曜日(祝日を除く) 午前10時～午後3時	03-5612-7326
ベニスーパー西亀有店 (西亀有1-16-7)	月～水、金・土曜日 午前10時～午後8時	03-3603-4303
ココスナカムラ青戸店 (青戸4-6-16)	火・土曜日 午前10時～午後10時	03-3690-5311
ぼむの樹 (青戸5-2-9-101)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後4時	03-3604-5658
関口青果店 (柴又1-15-3)	随時 午前9時～午後6時30分	03-3826-0822
ベニスーパー佐野店 (足立区佐野2-27-10)	月・水・金曜日 午前9時30分～午後8時	03-3620-3331
葛商実店舗販売実習所 (江戸川区北小岩6-15-1)	7月17日(土) 午前10時から	03-3607-5170
旬鮮市場 楓 (奥戸6-5-17)	月・水・金曜日 午前11時30分～午後4時 ※パワフルかつしか5月25日号において定休日 に誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。	03-6657-7127

いずれも売り切れ次第終了。
 ※新型コロナウイルスの影響に伴い、営業時間が変更となっている場合があります。詳しくは各店舗へお問い合わせください。



この他、農家さんが運営する直売所があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。
 ▲この看板が目印!!



新型コロナウイルスに関する健康相談

電話のかけ間違いにご注意ください。

発熱や咳、だるさなどがある方

まずはかかりつけ医に電話相談してください。かかりつけ医がない・休診の場合は次の窓口にご相談ください。

●(東京都)発熱相談センター

☎03-5320-4592(毎日/24時間)

●(葛飾区)新型コロナ受診相談窓口

☎03-3602-1376

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の後遺症などで相談したい方

☎03-3602-1399

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症で死亡または感染した方、影響を受けて収入が減少した方へ

国民健康保険料を減免します

減免には申請が必要です。収入状況などを伺った上で減免のご案内をしますので、必ず事前にお問い合わせください。その際、お手元に6月16日(水)に発送する令和3年度国民健康保険料決定通知書をご用意ください。

【申請開始日】 7月1日(木)

【対象の保険料】 原則、令和3年4月分～4年3月分

【対象・減免額】

▶新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯 **全額**

▶新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 **一部減額**

①主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和2年の当該事業収入などの金額の10分の3以上であること

②主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の令和2年の合計所得金額が400万円以下であること

【申請・担当課】 国保年金課 ☎03-5654-8213